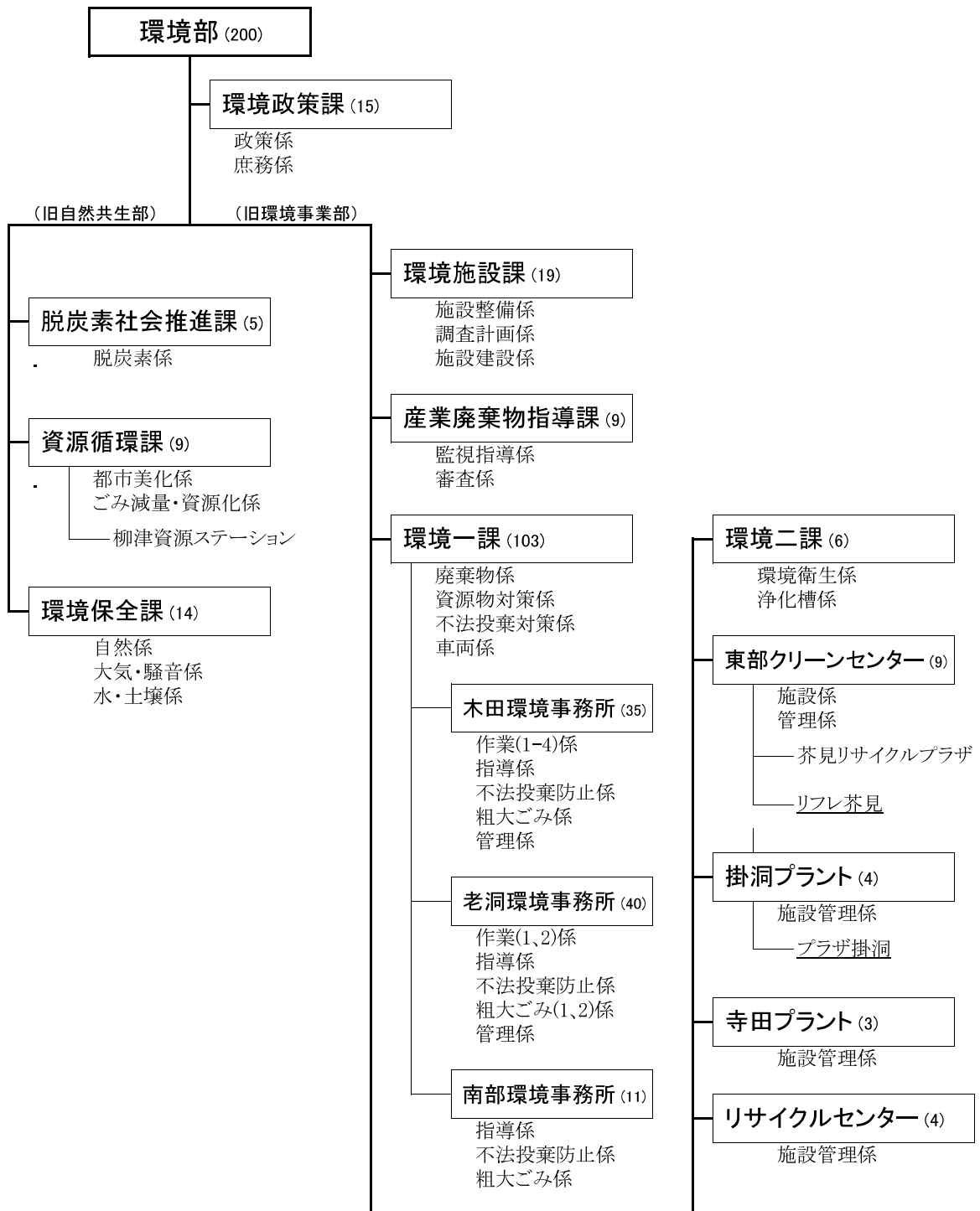


### Ⅲ 条例等

#### ■行政機構図（環境関係）

令和5年4月1日現在



※数字は定数

※このほか、5名を岐阜羽島衛生施設組合に派遣

※下線は指定管理者が管理する施設

(出典 行政機構図 人事課)

## ■関係条例等

### ◆岐阜市環境基本条例

平成18年9月29日  
条例第61号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則(第1条—第8条)

##### 第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策(第9条—第22条)

##### 第3章 岐阜市環境審議会(第23条—第26条)

##### 第4章 雑則(第27条)

##### 附則

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鶺鴒の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費及び大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体(以下「環境保全団体」という。)及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「環境の保全及び創出」とは、大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持し、及び形成することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

5 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

6 この条例において「循環資源」とは、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)のうち有用なものをいう。

7 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

8 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること及び循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。

9 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。

10 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。

11 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。

2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行われなければならない。

3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。

4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

(基本原則)

第4条 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育(学習を含む。以下同じ。)及び意識の啓発が行われなければならない。

2 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。

3 環境の保全及び創出は、すべてのものの適切な役割分担及び適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、環境の保全及び創出を図るため、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)及び前条に規定する基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 環境に関する教育及び意識の啓発

(2) 公害の防止

(3) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全

(5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出

(6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出

(7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保

(8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用

(9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用

(10) 地球環境の保全

(11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対し分かりやすく説明するとともに、広く意見を聴く機会を確保する責務を有する。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる役割を有する。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する役割を有する。

4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずる役割を有する。

(1) 当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置

(2) 当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置

(3) 当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(環境保全団体の役割)

第7条 環境保全団体は、その環境の保全及び創出のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める役割を有する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全団体は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(市民の役割)

第8条 市民は、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める役割を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

## 第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮

(2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

- 3 市長は、市民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」と総称する。)が環境基本計画の策定に参加できるよう必要な措置を講じなければならない。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜市環境審議会の意見を聴かなければならない。
  - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
  - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。  
(年次報告の公表)
- 第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画の推進状況を公表し、当該施策について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、市民等が環境の保全及び創出に関して行ったことに関する情報を収集し、及び公開し、当該情報について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴くことができる。  
(市の施策と環境基本計画との整合)
- 第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。  
(環境教育の推進)
- 第12条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深め、あわせて市民等の環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進に努めるものとする。
- 2 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。  
(自発的な活動の促進)
- 第13条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。  
(環境活動顕彰選考委員会)
- 第13条の2 前条に規定する市民等の顕彰に係る審査を行うため、岐阜市環境活動顕彰選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(環境に関する情報の提供)
- 第14条 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。  
(規制の措置)
- 第15条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(誘導的措置)
- 第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。  
(公共的施設の整備)
- 第17条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。  
(環境への負荷の低減)
- 第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、自ら率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。  
(調査及び研究の実施)
- 第19条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。  
(監視等の体制の整備)
- 第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。  
(国等との協力)
- 第21条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。
- 2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。  
(推進体制の整備)
- 第22条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。



### 第3章 岐阜市環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、岐阜市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者、環境保全団体その他環境の保全及び創出にかかわる団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員
- (5) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

9 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

### 第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(岐阜市環境審議会条例の廃止)

2 岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)は、廃止する。

(岐阜市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

3 岐阜市自然環境の保全に関する条例(平成15年岐阜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自然環境保全地区の指定)	(自然環境保全地区の指定)
7条 (略)	7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ <u>岐阜市環境基本条例(平成18年岐阜市条例第61号)第23条に規定する岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)</u> の意見を聴かなければならない。	3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、 <u>岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)に定める岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)</u> の意見を聴かなければならない。
4~10 (略)	4~10 (略)

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第23号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# ◆岐阜市地下水保全条例

平成14年6月28日  
条例第26号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
  - 第2章 地下水のかん養(第7条—第10条)
  - 第3章 地下水の利用(第11条—第23条)
  - 第4章 汚染の防止(第24条—第31条)
  - 第5章 地下水汚染対策本部(第32条)
  - 第6章 雑則(第33条—第41条)
  - 第7章 公表及び罰則(第42条—第47条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、清流長良川及び豊かな森林に支えられ、市民にとって貴重かつ限りある資源である本市の地下水を汚染から守り、そのかん養を図ることによって、自然環境の保全及び水循環の安定に寄与し、並びに市民の健康及び生活環境を保護するとともに、秩序ある事業活動の促進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 水循環の一つの過程において、市域の地表面下に存在する水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。)をいう。
- (2) 土壌 地盤を構成している物質で、かつ、地下水以外の固体及び気体の総体をいう。
- (3) 対象物質 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1・1・1—トリクロロエタンその他の人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質として規則で定めるものをいう。
- (4) 使用事業者 対象物質を使用して事業を行う者(対象物質を製造する者を含む。)をいう。
- (5) 使用事業場 対象物質を使用して物の製造(対象物質の製造を含む。)、加工、洗浄、検査、保管その他これらに類する行為を行う工場及び事業場をいう。
- (6) 汚染 地下水又は土壌について、対象物質の濃度が規則で定める基準(以下「汚染基準」という。)を超えることをいう。
- (7) 地下水等 地下水及びその汚染を防止するために保全が必要となる土壌の総体をいう。
- (8) 地下水影響工事等 建築物の建築その他の工事及び砂利採取で、地下水の水質又は水位に影響を及ぼすおそれがあるものをいう。
- (9) 工事施工者 工事施工主の依頼を受け、地下水影響工事等を行おうとする者又は地下水影響工事等を行っている者(下請負人を含む。)をいう。
- (10) 汚濁 水質について、規則で定める基準に適合しないことをいう。
- (11) 揚水設備 動力により地下水を揚水する設備で、その吐出口の内径(吐出口が2つ以上あるときは、それらの内径の合計とする。以下同じ。)及び能力が規則で定める基準以上のものをいう。
- (12) 揚水設備設置者 揚水設備を所有又は管理している者をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、地下水等の保全に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、地下水等の保全に努めるとともに、市が実施する地下水等の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、地下水等の保全に努めるとともに、市が実施する地下水等の保全に関する施策に協力しなければならない。

#### (地下水を揚水する者の責務)

第6条 地下水を揚水する者は、地下水をかん養し、かつ、地下水等の保全に努めるとともに、市が実施する地下水等の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 地下水を揚水する者は、自らの責任において地下水の適正な管理を実施するよう努めなければならない。

### 第2章 地下水のかん養

#### (森林の保全)

第7条 市長は、水源保護のため、雨水の保水能力が高い森林の保護育成に努めるものとする。

#### (雨水の地下浸透の促進)

第8条 市長は、道路等の整備に当たっては、雨水を浸透させる技術の導入に努め、市の公園及び公共施設の敷地については、雨水の浸透性の保持に努めるものとする。

2 事業者及び地下水を揚水する者は、その敷地内において、緑化の促進及び雨水の浸透性の保持に努めるものとする。

3 市民は、その宅地内において、緑化の促進及び雨水の浸透性の保持に努めるものとする。

#### (水辺の整備)

第9条 市長は、河川改修等水辺の整備に当たっては、雨水の保水及び地下水のかん養に配慮するものとする。

(国及び県の事業)

第10条 市長は、国及び県が実施する事業に当たっては、国及び県に対し、雨水の保水及び地下水のかん養について協力を要請するものとする。

### 第3章 地下水の利用

(揚水設備設置の届出)

第11条 揚水設備を設置しようとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備を設置する場所
- (3) 揚水設備の揚水機の吐出口の内径及び能力
- (4) 1日当たりの最大揚水予定量及び年間揚水予定日数
- (5) 揚水設備により揚水する地下水の用途
- (6) 揚水設備のストレーナーの位置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。  
(揚水設備の構造等の変更届出)

第12条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。ただし、市長が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(実施の制限)

第13条 第11条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出が受け付けられた日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る揚水設備を設置し、又は当該届出に係る第11条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第11条第1項又は前条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第14条 第11条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号に掲げる事項に変更があったときは、その変更のあった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第15条 第11条第1項の規定による届出をした者は、揚水設備の使用を停止し、又は揚水設備を撤去したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地下水揚水量の報告)

第16条 第11条第1項の規定による届出をした者は、年間(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)に揚水した地下水量を市長に報告しなければならない。

(地位の承継等)

第17条 第11条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該設備に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第11条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る揚水設備を承継させる場合に限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継する法人は、当該設備に係る当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第11条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地下水の効率的な利用)

第18条 地下水を揚水する者は、揚水した地下水の再生利用設備の設置、拡大等によって循環利用等を図り、地下水の効率的な利用に努めなければならない。

(地下水の利用制限)

第19条 市長は、地下水の異常渇水又は地盤沈下があると認めるときは、揚水設備設置者に対し、期間を定めて地下水の揚水の一時停止又は揚水量の上限(以下「揚水限度量」という。)を定めて揚水の制限を命ずることができる。

(地下水影響工事等の実施の届出)

第20条 工事施工者は、施工しようとする地下水影響工事等が規則で定めるものに該当するときは、当該地下水影響工事等の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 地下水影響工事等を伴う工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 地下水影響工事等の場所及び実施の期間
- (4) 地下水影響工事等の場所の周辺地区の地下水の水質及び水位に対する配慮の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該地下水影響工事等の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(地下水影響工事等による地下水への影響防止)

- 第 21 条 前条の規定による届出をすべき工事施工者は、当該地下水影響工事等により地下水の水質又は水位に影響を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 地下水の水質又は水位に影響を与えるおそれがある区域に居住する住民に対する説明
  - (2) 地下水影響工事等が行われる場所の地下水位の調査
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 工事施工者は、当該地下水影響工事等により地下水の水質又は水位に影響を与えたときは、速やかに次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 地下水の水質又は水位に影響を与えた区域に居住する住民に対する説明及び協議
  - (2) 地下水の水質又は水位に影響を与えた区域内の地下水の水質検査
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 工事施工者は、当該地下水影響工事等により生じた汚濁水を公共用水域(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)へ排出する場合は、汚濁を解消してから排出しなければならない。
- (地下水への影響に対する措置命令)
- 第 22 条 市長は、工事施工者が行った地下水影響工事等がその場所の周辺地区の地下水の水質又は水位に影響を与えたと認める場合において、当該工事施工者が前条第 2 項に規定する措置を講じないと認めるとき又は同項の規定により当該工事施工者が講じた措置が不相当であると認めるときは、当該工事施工者に対し、期限を定めて同項に規定する措置のうち必要な措置を講ずよう命ずることができる。
- (公共用水域への影響に対する措置命令)
- 第 23 条 市長は、工事施工者が行い、又は行った地下水影響工事等が公共用水域の水質を汚濁させたと認めるときは、当該工事施工者に対し、期限を定めて汚濁を解消するための必要な措置を講ずよう命ずることができる。

#### 第 4 章 汚染の防止

(対象物質の使用量の削減等)

第 24 条 使用事業者は、対象物質の使用量の削減並びに使用事業場の施設の改善及び対象外の物質への転換に努めなければならない。

(地下浸透の防止)

- 第 25 条 使用事業者は、対象物質による地下水等の汚染を防止するため、対象物質を適正に管理しなければならない。
- 2 使用事業者は、対象物質が大气へ蒸発した後、地下へ浸透することによって地下水等が汚染されることを防止するため、対象物質の大气への蒸発を抑制するよう努めなければならない。
- 3 使用事業者は、対象物質が保管場所及び貯蔵施設から漏出することのないよう点検等を実施しなければならない。
- (対象物質の自主管理)

第 26 条 使用事業者は、対象物質の搬入量及び搬出量に関する物質の収支を記録し、保存するものとする。

(自主検査等)

- 第 27 条 使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、対象物質の濃度を定期的に測定(以下「自主検査」という。)し、その結果を保存するものとする。
- 2 自主検査の要領は、規則で定める。
- 3 使用事業者は、第 1 項の規定により実施した自主検査の結果が汚染基準を超えた場合は、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。
- 4 使用事業場の敷地となっている土地の所有者その他当該土地の管理権限を有する者で、当該使用事業場の地下水等について対象物質の濃度を測定した者(使用事業者を除く。)は、対象物質の濃度が汚染基準を超えたことが明らかになった場合には、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により報告を受けた結果を当該報告に係る使用事業場の使用事業者に通知しなければならない。
- 6 使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、対象物質の濃度が汚染基準を超えたことを知ったときは、その原因を究明し、地下水等の汚染の拡大を防止する措置又は汚染を予防する措置を講じなければならない。
- 7 使用事業者は、前項の措置を講じた場合は、その講じた措置の内容を速やかに市長に報告しなければならない。
- 8 市長は、使用事業者が第 6 項に規定する措置を講じないとき又は同項の規定により使用事業者が講じた措置が地下水等を保全する上で不相当であると認めるときは、当該使用事業者に対し、地下水等の汚染状況を把握するための詳細な調査その他の規則で定める必要な措置を講ずよう勧告することができる。

(地位の承継)

第 28 条 使用事業者から使用事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該使用事業場に係る当該使用事業者の地位を承継する。

2 使用事業者について相続、合併又は分割(使用事業場を承継させる場合に限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により使用事業場を承継する法人は、当該使用事業場に係る当該使用事業者の地位を承継する。

(従業者の教育)

第 29 条 使用事業者は、その従業者に対し、対象物質に関する知識及び取扱方法について教育しなければならない。

(事故時の措置)

第 30 条 使用事業者は、使用事業場において、施設の破損、従業員等の過失その他の事故等により、対象物質による地下水等の汚染が生じ、又はそのおそれがあるときは、地下水等の汚染の拡大を防止する措置又は汚染を予防する措置を講じ、遅滞なくその事故の状況及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。



2 市長は、使用事業者が前項の必要な措置を講じないとき又は同項の規定により使用事業者が講じた措置が地下水等を保全する上で不相当であると認めるときは、当該使用事業者に対し、地下水等の汚染状況を把握するための詳細な調査その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(地下水等の汚染に対する措置命令)

第31条 市長は、第27条第8項又は前条第2項の規定により勧告を受けた使用事業者が正当な理由なく当該勧告を受けた措置を講じないと認めるときは、当該使用事業者に対し、期限を定めて当該勧告をした措置のうち必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

### 第5章 地下水汚染対策本部

(地下水汚染対策本部の設置)

第32条 市長は、対象物質による地下水等の汚染が明らかになり、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあり、緊急の対策を講ずる必要があると認めるときは、岐阜市地下水汚染対策本部(以下「対策本部」という。)を設置することができる。

2 対策本部は10人以内の委員により組織し、委員は市長が指名した職員をもって充てる。

3 対策本部の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

### 第6章 雑則

(立入検査等)

第33条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、使用事業者に対し、使用事業場の施設の状況その他の必要な事項の報告を求め、又はその職員に、使用事業場に立ち入り、使用事業場の施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、揚水設備設置者に対し、揚水設備の状況その他の必要な事項の報告を求め、又はその職員に、揚水設備が設置されている土地等に立ち入り、揚水設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監視等の実施)

第34条 市長は、地下水の状況を監視するため、定期的に地下水の水質及び水位を測定しなければならない。

(汚染の公表)

第35条 市長は、地下水等が汚染されている事実を知ったときは、直ちにその事実を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定による公表をする場合において必要と認めるときは、汚染対策の状況等をあわせて公表しなければならない。

(技術的助言等)

第36条 市長は、使用事業者に対し、汚染防止対策、汚染調査及び浄化事業に関する技術的な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(飲用地下水の適正管理)

第37条 地下水を飲用のために揚水する者は、その設備の適正な管理に努めなければならない。

(飲用指導等)

第38条 市長は、市民に対し、地下水の適切な飲用指導を行うほか、地下水が対象物質により汚染された場合は、当該地下水を飲用している区域の市民に対し、汚染された地下水の飲用方法及び市の水道水への切替えを指導するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(健康相談等の実施)

第39条 市長は、対象物質により汚染された地下水を飲用していた市民に対し、健康相談を行うとともに、必要に応じて健康診断を実施することができる。

(周辺自治体との協力)

第40条 市長は、他の自治体と協力して地下水のかん養に努めるものとする。

2 市長は、地下水の汚染が他の自治体に及ぶおそれがあるときは、県及び周辺自治体にその旨を速やかに連絡するとともに、協力して地下水汚染対策に努めるものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 第7章 公表及び罰則

(公表)

第42条 市長は、第11条第1項、第12条第1項又は第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者その他この条例の規定について悪質な違反をした者が、正当な理由なく市長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第43条 第31条の規定による命令を受けたにもかかわらず、市長が定めた期限までに同条の規定により命ぜられた措置を講じなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第44条 第22条又は第23条の規定による命令を受けたにもかかわらず、市長が定めた期限までに第22条又は第23条の規定により命ぜられた措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

第45条 第19条の規定による揚水の停止命令を受けたにもかかわらず、市長が定めた期間内に揚水した者又は同条の規定による揚水の制限命令を受けたにもかかわらず、市長が定めた期間内に市長が定めた揚水限度量を超えて揚水した

者は、20万円以下の罰金に処する。

第46条 第33条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(揚水設備設置の届出に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に揚水設備(設置工事中のものを含む。)を所有し、又は借り受けている者は、この条例の施行の日から6月以内に当該揚水設備について、第11条に規定する届出を市長にしなければならない。

3 市長は、前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者が正当な理由なく市長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

4 柳津町の編入の際現に同町の区域内において揚水設備(設置工事中のものを含む。)を所有し、又は借り受けている者は、編入の日から6月以内に当該揚水設備について、第11条に規定する届出を市長にしなければならない。

5 市長は、前項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者が正当な理由なく市長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。

附 則(平成17年条例第78号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

# ◆岐阜市自然環境の保全に関する条例

平成 15 年 3 月 31 日  
条例第 20 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 自然環境の保全(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 自然環境の創造(第 18 条—第 20 条)
- 第 4 章 自然環境保全活動団体及び自然環境保護監視員(第 21 条—第 24 条)
- 第 5 章 雑則(第 25 条—第 30 条)
- 第 6 章 罰則(第 31 条—第 34 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、市民にとって貴重な財産である本市の自然環境を守り育てるとともに、後生に引き継ぐため、自然環境保全及び自然環境の創造に関する市、市民及び事業者の役割を明確にし、かつ、それを果たすことにより、自然と共生するまちづくりを推進することを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境の保全 自然環境が開発その他の行為によって損なわれることを防止し、これを維持することをいう。
- (2) 自然環境の創造 植樹その他の方法によって、損なわれた自然環境を復元し、又は新たに創り出すことをいう。
- (3) 自然環境保全活動団体 自然環境の保全又は自然環境の創造を目的として活動を行っている非営利の団体で、市長によって承認された団体をいう。
- (4) 協働 市、市民、事業者及び自然環境保全活動団体が、対等な立場で、互いの意見を尊重し、それぞれの特性を活かして役割及び責任を分担しつつ、協力して事業を行うことをいう。
- (5) 貴重野生動植物種 本市に生息又は生育する野生の動植物(卵、種子等を含む。)のうち、生息又は生育数が著しく少なく、又は著しく減少しつつある種で規則で定めるものをいう。
- (6) 自然環境保全地区 貴重野生動植物種が生息若しくは生育し、又は生物の多様性が保たれ、その保全を図る必要がある地区として、市長が指定したものをいう。

#### (市の責務)

第 3 条 市は、里山の整備、市街地の緑化等自然環境の保全及び自然環境の創造に努めなければならない。

2 市は、貴重野生動植物種の生息又は生育の状況を把握し、その状況に応じて保護を図るよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者の自然環境の保全及び自然環境の創造の必要性及び重要性に対する認識を深めるため、その意識の普及啓発及び教育の推進に努めなければならない。

4 市は、協働して第 1 項及び第 2 項に規定する事項を実施するものとする。

#### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、自然環境の保全が適正になされるよう配慮するとともに、市が実施する自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策に協力しなければならない。

#### (市民の責務)

第 5 条 市民は、自然環境の保全が適正になされるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策に協力しなければならない。

#### (国、県等への要請)

第 6 条 市長は、自然環境の保全及び自然環境の創造のため必要があると認めるときは、国、県その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### 第 2 章 自然環境の保全

#### (自然環境保全地区の指定)

第 7 条 市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。

(1) 特別保全地区 貴重野生動植物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生動植物種の保護のため、当該地域にある自然環境の保全が特に必要となる地区

(2) 共生地区 生物の多様性が比較的保たれている地域のうち、生活環境との調和に配慮し、当該生物の多様性を保つため、当該地域にある自然環境の保全が必要となる地区

2 市長は、特別保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地の所有者及び占有者の同意を得なければならない。

3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ岐阜市環境基本条例(平成 18 年岐阜市条例第 61 号)第 23 条に規定する岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供さなければならない。

5 自然環境保全地区として指定される区域内の住民及び利害関係者は、前項の規定による公告の内容又は案について、縦覧期間の満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は自然環境保全地

- 区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
  - 8 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示をした日から、その効力を生ずる。
  - 9 自然環境保全地区の指定の解除及び区域の変更については、第2項から前項までの規定を準用する。
  - 10 市長は、自然環境保全地区において、当該地区内の土地の所有者又は占有者の同意を得た上で、当該地区の自然環境の保全のために必要な範囲において、自然環境保全活動団体を指定して管理行為を行わせることができる。  
(貴重野生動植物種の指定)
- 第8条 市長は、貴重野生動植物種を定めるときは、必要に応じて環境審議会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、貴重野生動植物種の保護を図るため、その生息及び生育の状況を定期的に調査しなければならない。
  - 3 市長は、前項の調査の結果に基づき貴重野生動植物種の指定の内容を見直すものとする。  
(捕獲等の禁止)
- 第9条 貴重野生動植物種の生きている個体を捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、市長に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、貴重野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場所の位置を明らかにした地形図を添付しなければならない。
    - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (2) 捕獲等をする場所
    - (3) 捕獲等の目的
    - (4) 捕獲等しようとする貴重野生動植物種の名称及び数量
    - (5) 捕獲等をする方法
    - (6) 捕獲等しようとする期間
  - 3 市長は、前項の申請に係る捕獲等について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしてはならない。
    - (1) 教育及び学術研究のために捕獲等をする場合
    - (2) 前号に掲げる場合を除くほか、公益上の事由により市長が特に必要と認める場合
  - 4 市長は、貴重野生動植物種の保護のために必要限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
  - 5 市長は、第2項の規定による申請の結果について、当該申請をした者に書面をもって通知しなければならない。  
(許可の取消し)
- 第10条 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。  
(移入種の放逐等の禁止)
- 第11条 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。  
(特別保全地区における行為の制限)
- 第12条 特別保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び第1号から第5号までに掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区(第15条において「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものについては、この限りでない。
  - (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転する行為
  - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為
  - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為
  - (5) 河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為
  - (6) 木竹の伐採をする行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、市長に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、当該行為を行う場所の位置を明らかにした地形図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
    - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (2) 地区名
    - (3) 行為を行う場所
    - (4) 行為の目的
    - (5) 行為を行う土地の所有者又は管理者の氏名及び住所
    - (6) 工事責任者の氏名及び住所
    - (7) 下請負人が行為を実施する場合は、当該下請負人の責任者の氏名及び住所
    - (8) 行為の内容
    - (9) 行為の着手及び完了の予定日
  - 3 市長は、第1項各号に掲げる行為で、規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。



- 4 市長は、特別保全地区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付すことができる。
- 5 市長は、第2項の規定による申請の結果について、当該申請をした者に書面をもって通知しなければならない。
- 6 国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。
- 7 特別保全地区において、非常災害のため必要な応急措置として第1項各号のいずれかに定める行為をした者は、その行為をした日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出には、当該行為を行った場所の位置を明らかにした地形図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 地区名
  - (3) 行為を行った場所
  - (4) 行為の目的
  - (5) 行為の内容
  - (6) 行為の完了の日又は予定日
- 8 国又は地方公共団体は、前項の規定による届出を要する行為をしたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定の例により、市長にその旨を通知しなければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
  - (1) 保全事業(自然環境の保全のための施設で規則で定めるものの整備に関する事業をいう。以下同じ。)の執行として行う行為
  - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、特別保全地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定める行為(許可の取消し)
- 第13条 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。  
(特別保全地区の指定等に伴う経過措置)
- 第14条 第7条第8項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により特別保全地区の指定又は区域の変更(拡張の場合に限る。この項において同じ。)の効力が生じた日に当該特別保全地区内において第12条第1項各号に掲げる行為に現に着手している者は、当該指定又は区域の変更の日から起算して6月間は、同条の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 2 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。  
(共生地区における行為の届出)
- 第15条 共生地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手しようとする日の30日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。
  - (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他工作物を新築し、改築し、又は増築する行為(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
  - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為
  - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為
  - (5) 特別保全地区内の河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為
- 2 前項の規定による届出については、第12条第2項の規定を準用する。
- 3 国又は地方公共団体は、第1項に規定する届出を要する行為を行おうとするときは、前項の規定の例により、市長にその旨を通知しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
  - (1) 保全事業の執行として行う行為
  - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、共生地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定める行為
  - (3) 共生地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に着手していた行為
  - (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為(行為の禁止命令等)
- 第16条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該貴重野生動植物種を保護し、又は自然環境保全地区の自然環境の保全をするため必要があると認めるときは、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出をした者に対し、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。  
(中止命令等)
- 第17条 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原

状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 第9条第1項の許可を受けずに貴重野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者
  - (2) 第10条の規定により、第9条第1項の許可を取り消されたにもかかわらず、貴重野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者
  - (3) 第12条第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為を行った者
  - (4) 第13条の規定により、第12条第1項の許可を取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者
  - (5) 第9条第4項又は第12条第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者
  - (6) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項各号に掲げる行為を行った者
- 2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。

### 第3章 自然環境の創造

(自然とのふれあいの場の確保)

第18条 市は、市民と自然との豊かなふれあいが保たれるようにするため、自然遊歩道、水辺等の整備に努めなければならない。

(緑化の推進)

第19条 市は、自然環境の創造を図るため、次に掲げるところにより緑地の復元及び緑化の推進に努めなければならない。

- (1) 緑地の復元及び公園、広場その他の公共施設の緑地の拡大
- (2) その管理する道路の緑化
- (3) 緑地の整備、都市緑化等を推進するための市民及び事業者との緑地協定の締結
- (4) 緑地の創造及び保全に関する活動を行う団体の育成
- (5) 市民の緑化事業への協力
- (6) 緑化に関する広報活動及び啓発活動

(市民及び事業者の緑化の役割)

第20条 市民及び事業者は、その所有する土地に緑地を確保するために、樹木を植栽する等緑化の推進に努めなければならない。

### 第4章 自然環境保全活動団体及び自然環境保護監視員

(自然環境保全活動団体の承認)

第21条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体は、自然環境保全活動団体として承認するよう市長に求めることができる。

- (1) 営利を目的としないものであること。
  - (2) 他の組織に支配されず、独立して組織を運営していること。
  - (3) 岐阜市内で自然環境の保全又は自然環境の創造のための活動を実施していること。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする団体は、市長に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、当該団体の会則及び会員名簿並びに過去の活動実績を明らかにする書類を添付しなければならない。
- (1) 団体名並びに代表者の氏名及び住所
  - (2) 団体の設立年月日
  - (3) 団体の目的
  - (4) 団体の活動内容及び主な活動拠点
  - (5) 会員数

3 市長は、第1項の規定により自然環境保全活動団体の承認をしようとするときは、必要に応じ環境審議会の意見を聴くことができる。

4 自然環境保全活動団体の承認は、3年ごとに更新するものとする。

(自然環境保全活動団体の意見の尊重)

第22条 自然環境保全活動団体は、自然環境の保全及び自然環境の創造に関する施策について市長に意見を述べることができる。

2 市長は、前項の規定による意見を尊重し、必要と認める場合には、当該意見を市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(助言及び指導)

第23条 市長は、自然環境の保全及び自然環境の創造のため、自然環境保全活動団体に対し、助言及び技術的な指導をするものとする。

(自然環境保護監視員の設置)

第24条 市に、貴重野生動植物種を保護し、生物の多様性を保つため、自然環境保全地区の監視を目的として、岐阜市自然環境保護監視員を置くことができる。

### 第5章 雑則

(自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導)

第25条 市長は、自然環境保全地区以外の地区において、当該地区の自然環境の保全のために必要な範囲において、第15条第1項各号に規定する行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。

(土地の買取り)

第26条 市長は、貴重野生動植物種の保護のため特別保全地区を指定した場合において、必要があると認めるときは、

予算の範囲内において、必要とする土地の所有者から当該土地を買い取ることができる。

(報告、検査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者又は第16条第1項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該行為に係る区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入らせ、その者がした当該行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が自然環境に及ぼす影響について調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第9条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者又は第16条第1項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者は、第2項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(実地調査)

第28条 市長は、自然環境保全地区の指定又は区域の変更の確認のために必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入り又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第29条 市は、第12条第1項の規定による許可を受けることができないため、同条第4項の規定により許可に条件を付されたため、又は第16条第1項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第31条 第17条第1項第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する行為を行い、かつ、同条第1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の命令を受けたにもかかわらず、その命令に違反した者

(2) 第17条第1項第6号の規定に該当する行為を行い、かつ、同条第1項の命令に違反した者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第27条第5項の規定に違反する行為をした者

(3) 第28条第4項の規定に違反する行為をした者

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第61号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

## ◆岐阜市まちを美しくする条例

平成 11 年 3 月 30 日  
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害の防止並びに喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、環境美化の推進を図り、もって緑豊かな自然と歴史を有する本市の美観を保全し、清潔で美しく快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等ごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす等のごみをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 占有者等 土地の占有者及び管理者をいう。
- (5) 回収容器 空き缶、空き瓶等を回収するための容器をいう。
- (6) 犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (8) 犬等のふん害 犬等が排泄するふんの放置により公共の場所等を汚すことをいう。
- (9) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、すべての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び占有者等の意見を反映して、環境美化に対する意識の啓発等の施策を総合的に実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、自主的に地域の環境美化に努めるとともに、相互に環境美化に対する意識の向上及び啓発に努めなければならない。

- 2 市民等は、空き缶等ごみを散乱させないため、自ら生じさせた空き缶等ごみを家庭に持ち帰り、又は回収容器に収容するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、犬等のふん害の防止に努めなければならない。
- 4 市民等は、吸い殻入れが設置されていない公共の場所では、喫煙をしないよう努めなければならない。
- 5 市民等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者は、空き容器の散乱防止について消費者に対する意識の啓発を行わなければならない。

- 2 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について消費者に対する意識の啓発を行わなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第 7 条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地にみだりに空き缶等ごみが捨てられ、又は犬等のふんが放置されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化の日)

第 8 条 環境美化について関心と理解を深めるため、5 月 30 日及び 11 月の第 3 日曜日を環境美化の日とする。

(顕彰)

第 9 条 市長は、環境美化活動に功績のあった者を顕彰することができる。

(重点区域)

第 10 条 市長は、空き缶等ごみの散乱を特に防止する必要があると認める地域を環境美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

(路上喫煙禁止区域)

第 11 条 市長は、喫煙の禁止を重点的に推進する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 市長は、第 1 項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。
- 4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、必要と認められる関係機関、関係団体及び岐阜市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、路上喫煙禁止区域内において、喫煙の禁止に関し、自主的な活動を行う公共的団体への支援を重点的に行うものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は解除することができる。



- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。  
(路上喫煙禁止区域内における喫煙の禁止)
- 第12条 何人も、路上喫煙禁止区域内の公共の場所においては、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所においては、この限りでない。  
(空き缶等ごみの投棄等の禁止)
- 第13条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理している場所(次項において「公共の場所等」という。)にみだりに空き缶等ごみを捨ててはならない。  
2 何人も、公共の場所等においてその犬等が排泄したふんを放置してはならない。  
(印刷物等の配布)
- 第14条 公共の場所において印刷物等を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等が散乱しているときは、速やかにこれを回収しなければならない。  
(回収容器の設置等)
- 第15条 容器入りの飲食物を自動販売機により販売する事業者は、空き容器を回収するため規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。  
2 前項の規定により回収容器を設置した事業者は、当該回収容器を設置した場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。  
(指導及び勧告)
- 第16条 市長は、前3条の規定のいずれかに違反している者に対し、それぞれ当該各条に定める措置を講ずるよう指導及び勧告を行うことができる。  
(命令及び公表)
- 第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。  
2 前項の規定による命令は、書面により行わなければならない。  
3 市長は、第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。  
(立入調査)
- 第18条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等ごみが捨てられている土地、印刷物等が散乱している土地、犬等のふんが放置されている土地又は回収容器が設置してある土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。  
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(委任)
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(過料)
- 第20条 第12条の規定に違反し、路上喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙をした者は、2万円以下で規則で定める額の過料に処する。
- 附 則  
この条例は、平成11年7月1日から施行する。  
附 則(平成20年条例第24号)  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第20条を加える改正は、平成21年1月1日から施行する。

## ◆岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年4月1日  
条例第12号

岐阜市清掃条例（昭和29年条例第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第2条 市長は、法第6条第1項の規定により市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により告示した一般廃棄物処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示しなければならない。

（一般廃棄物の処理の申出等）

第3条 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者とする。以下同じ。）で、新規に継続して一般廃棄物の収集を受けようとするものは、市長に申し出なければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を自ら市の施設へ搬入する場合は、市長の指示する場所及び方法に従わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民及び事業者に対して、一般廃棄物の減量、資源の再利用等について意識の向上を図るため効果的な施策を講ずるとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条の2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、過剰包装の自粛、容器の簡素化等を図らなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第4条の3 市民は、廃棄物の排出の抑制、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、自ら処理できない一般廃棄物については、容器に収納し、所定の場所に持参する等市の行う収集に協力しなければならない。

3 市民は、前項の容器又は所定の場所には次の各号の一に該当する廃棄物を混入してはならない。

（1）有害性物質を含むもの

（2）危険性のあるもの

（3）引火性のあるもの

（4）著しく悪臭を発するもの

（5）特別管理一般廃棄物に指定されているもの

（6）容積又は重量の著しく大きいもの

（7）その他市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

4 市民は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業活動に伴う一般廃棄物）

第5条 法第6条の2第5項の規定による一般廃棄物の量並びに運搬すべき場所及び方法については規則で定める。

（一般廃棄物処理手数料）

第6条 土地又は建物の占有者から一般廃棄物のうち、し尿の収集、運搬及び処分に関しし尿処理手数料を、粗大ごみの収集、運搬及び処分に関し粗大ごみ処理手数料を徴収する。ただし、規則で定める場合は、徴収しない。

2 前項に規定する手数料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

3 第1項のし尿処理手数料の徴収方法は、規則で定める。

（市による生活環境影響調査結果の縦覧等）

第6条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下この条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下この条において「報告書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この条において「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（第6条の4の規定を除き、以下「施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

（2）政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

2 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するもの

とする。

- (1) 施設の名称
  - (2) 施設の設置の場所
  - (3) 施設の種類
  - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - (5) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
  - (6) 実施した生活環境影響調査の項目
  - (7) 報告書を縦覧に供する場所(以下この条において「縦覧場所」という。)及び期間(以下この条において「縦覧期間」という。)
  - (8) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、意見書を提出できる旨
  - (9) 意見書の提出先及び提出期限
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供するときは、当該報告書に法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。
- 4 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。
- (1) 岐阜市環境部
  - (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 5 縦覧期間は、告示の日から1月とする。
- 6 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。
- (1) 岐阜市環境部
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 7 意見書の提出期限は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。
- 8 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第2項から前項までに規定する手続を経たものとみなす。
- 9 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書及び第3項に規定する書類の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。
- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
  - (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
  - (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、市の区域に属さない地域が含まれているとき。(市による非常災害に係る生活環境影響調査結果の縦覧期間等の特例)
- 第6条の3 法第9条の3の2第1項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第5項中「1月」とあるのは、「1月(市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間)」と、同条第7項中「2週間」とあるのは「2週間(市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間)」と読み替える。
- (災害廃棄物処分受託者による生活環境影響調査結果の縦覧等)
- 第6条の4 法第9条の3の3第2項(同条第3項の規定により法第9条の3第9項の規定を読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下この条において「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下この条において「報告書」という。)の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設(以下この条において「施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。
- 2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。)は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 当該災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所(法人である場合にあっては、その名称及び代表者氏名並びに登録された事務所又は事業所の所在地)
  - (2) 施設の設置の場所
  - (3) 施設の種類
  - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - (5) 施設の処理能力
  - (6) 実施した生活環境影響調査の項目
  - (7) 報告書を縦覧に供する場所(以下この条において「縦覧場所」という。)及び期間(以下この条において「縦覧期間」という。)
  - (8) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、意見書を提出できる旨
  - (9) 意見書の提出先及び提出期限
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供するときは、当該報告書に法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。
- 4 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。
- (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 5 縦覧期間は、公告の日から1月(市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間)とする。
- 6 法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書(以下この条において「意見書」という。)の提出先は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 7 意見書の提出期限は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間(市長が当該非常災害の状況により当該期間の短縮を認めた場合は、その期間)を経過する日とする。
- 8 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書及び第3項の規定により添付する書類の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
  - (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
  - (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
  - (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、市の区域に属さない地域が含まれているとき。(市が処理する産業廃棄物)
- 第7条 法第11条第2項の規定により市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので市長が別に定める。  
(市が処理する産業廃棄物の処理費用)
- 第8条 前条に規定する処理費用は、処理に要する経費を基礎として市長が必要と認める額を徴収するものとする。  
(手数料の減免)
- 第9条 市長は、災害その他特別の理由があると認められるときは、第6条に規定する手数料又は前条に規定する費用を減免することができる。  
(許可申請手数料等)
- 第10条 次に掲げる者は、岐阜市手数料徴収条例(平成12年岐阜市条例第11号)の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。
  - (1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者
  - (2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者
  - (3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者
  - (4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者
  - (5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者
  - (6) 一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けようとする者
  - (7) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者
  - (8) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者
  - (9) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者
  - (10) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人であって、合併又は分割の認可を受けようとするもの
  - (11) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者
  - (12) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者
  - (13) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者
  - (14) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者
  - (15) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者
  - (16) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者
  - (17) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者
  - (18) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者
  - (19) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者
  - (20) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者
  - (21) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者
  - (22) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者
  - (23) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者
  - (24) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者
  - (25) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者
  - (26) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者
  - (27) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者
  - (28) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置者である法人であって、合併又は分割の認可を受けようとするもの  
(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)



第11条 法第21条第3項に規定する条例で定める一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令による大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令による専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者  
(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に改正前の岐阜市清掃条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年条例第44号)

- 1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際現に改正前の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年条例第6号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際現に改正前の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年条例第7号)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際現に改正前の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例施行の際現に改正前の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(岐阜市手数料徴収条例の一部改正)

- 2 岐阜市手数料徴収条例(昭和51年岐阜市条例第4号)の一部を次のように改正する。  
第2条第11号を次のように改める。

(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。)に規定する一般廃棄物処理業の許可等

法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料1件につき 2,500円

法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新手数料1件につき 2,500円

法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業の許可申請手数料1件につき 2,500円

法第7条第5項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新手数料1件につき 2,500円

法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可申請手数料1件につき 2,500円

一般廃棄物処理業許可証の再交付申請手数料1件につき 1,500円

附 則(平成6年条例第15号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集、運搬及び処分したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、平成10年10月1日以後に収集、運搬及び処分する粗大ごみから適用する。

(岐阜市証紙条例の一部改正)

3 岐阜市証紙条例(昭和39年岐阜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年岐阜市条例第12号)第6条第1項の規定による粗大ごみ処理手数料

第2条第1項を次のように改める。

証紙の種類及び券面額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第6号の粗大ごみ処理手数料に使用する証紙(3種類) 100円、200円及び400円

(2) 前号以外の使用料及び手数料に使用する証紙(11種類) 1円、10円、20円、50円、70円、100円、200円、500円、1,000円、5,000円及び10,000円

附 則(平成12年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集、運搬及び処分するし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第46号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第78号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第10号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第82号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第24号)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第35号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に行うし尿の収集、運搬及び処分に関するし尿処理手数料並びに粗大ごみの収集、運搬及び処分に関する粗大ごみ処理手数料について適用し、同日前に行うし尿の収集、運搬及び処分に関するし尿処理手数料並びに粗大ごみの収集、運搬及び処分に関する粗大ごみ処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第6条関係)し尿処理手数料

名称	取扱区分	単位	金額
定額制	一般世帯及びこれに準ずるもの	世帯員1人1回につき	320円
従量制	定額制により難しいもの	18リットルにつき	160円
臨時収集加算金	従量制において臨時にくみ取る場合に従量制の手数料に加算するもの	1回につき	1,250円

別表第2(第6条関係)粗大ごみ処理手数料

名称	取扱区分	単位	戸別に収集する場合の金額	直接施設へ搬入する場合の金額
指定袋制	指定袋に収納できる粗大ごみ(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第12項に規定する指定再資源化製品の粗大ごみ並びに処分不適物を除く。)	指定袋1袋につき	420円	210円
品目制	規則で定める品目のうち指定袋に収納されていない粗大ごみ	1点につき	1,680円以内で規則で定める額	840円以内で規則で定める額
処分不適物	市の処理施設で処分できないものとして市長が指定したれんが、コンクリート、エボナイト、粘土等で構成される粗大ごみ	80キログラム以下のもの で規則で定める重量区分に応じ1点につき	1,680円以内で規則で定める額	

備考 指定袋の様式は、規則で定める。

■告示(騒音・振動、悪臭、路上喫煙禁止関係)

◆騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準

岐阜市告示第5号

平成8年4月1日

[最終改正] 平成31年4月1日告示第1号

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)は、岐阜市の全域とする。

(特定工場等において発生する騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次のとおりとする。

規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 「昼間」は、午前8時から午後7時まで、「朝」は、午前6時から午前8時まで、「夕」は、午後7時から午後11時まで、「夜間」は、午後11時から翌日午前6時までとする。
- 2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区域への基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね30メートルの区域内における第4種区域 この表の時間の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。
- (2) 第2種区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域 この表の時間の区分のうち夜間に定める値は、当該値に5デシベルを加えた値とする。
- (3) 第3種区域のうち第1種区域に接する周囲おおむね30メートルの区域内 この表の時間の区分のうち朝、夕及び昼間に定める値から5デシベルを減じた値とする。
- (4) 第4種区域のうち第1種区域及び第2種区域に接する周囲おおむね30メートルの区域内 この表の時間の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第1号の適用を受ける地域は除く。



(区域の区分)

第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、次のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域の定めのある地域

2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域を示す図面を、環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

(区域の区分の特例)

2 区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表の区域の範囲の欄に掲げる地域については、当該表の区域の区分の欄に掲げる区域の区分とする。

3 前項の附則別表区域の範囲の欄に掲げる地域を示す図面は、環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。

附則別表（附則第2項関係）

番号	区域の範囲	区域の区分
1	都市計画法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地域として定められた地域のうち特別工業地区として別図に示す鏡島地域の区域	第3種区域
2	都市計画法第8条第1項第2号に掲げる特別用途地域として定められた地域のうち特別工業地区として別図に示す南長森地域の区域	第3種区域
3	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる準工業地域として定められた地域のうち別図に示す厚見地域及び加納地域の名鉄名古屋本線以西、新荒田川以東、主要地方道岐阜環状線以北の区域	第4種区域
4	県道笠松墨俣線以南、主要地方道岐阜南濃線以東、羽島用水西幹線以北、県道岐阜羽島線以西の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域及び第2種住居地域として定められた地域として別図に示す区域	第3種区域
5	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の定めのない地域である柳津町上佐波西一丁目のうち主要地方道岐阜垂井線以北の別図に示す一部の区域	第3種区域
6	柳津町上佐波一丁目～五丁目、柳津町下佐波一丁目～三丁目及び五丁目～八丁目並びに柳津町高桑一丁目及び二丁目のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域及び第2種住居地域として定められた地域として別図に示す区域並びに柳津町上佐波西二丁目のうち同号に掲げる第1種住居地域として定められた地域の別図に示す一部の区域	第3種区域

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

## ◆特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

岐阜市告示第6号  
平成8年4月1日  
[最終改正] 平成27年6月11日告示第166号

騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第5号）第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示第3条第1項に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## ◆自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分について

岐阜市告示第465号  
平成12年3月27日

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域を次の表に掲げるとおり定め、平成12年4月1日から適用する。

なお、自動車騒音に係る騒音の規制基準に定める区域の区分等の指定について（平成8年4月1日岐阜市告示第7号）は、平成12年4月1日から廃止する。

自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分

区 域	該 当 地 域
a 区域	1 騒音第1種区域である地域 2 騒音第2種区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
b 区域	騒音第2種区域である地域（a区域である地域を除く。）
c 区域	騒音第3種区域及び騒音第4種区域である地域

備考

この表において騒音第1種区域、騒音第2種区域、騒音第3種区域及び騒音第4種区域とは、それぞれ、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第5号）第3条に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

◆振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準について

岐阜市告示第8号  
平成8年4月1日

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定するとともに、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する振動の規制基準を定めたので、同法第3条第3項及び第4条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

振動の規制地域の指定及び特定工場等に係る振動の規制基準

（振動の規制地域）

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、岐阜市の全域とする。

（特定工場等に係る振動の規制基準）

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分

昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日午前8時まで

規制基準

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域	昼間	夜間
第1種区域	騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示（平成8年4月1日岐阜市告示第5号）第3条に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第1種区域及び第2種区域である地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	区域区分が、第3種区域及び第4種区域である地域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - イ 傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所
    - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
  - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差（デシベル）	3	4	5	6	7	8	9
補正値（デシベル）	3	2			1		

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## ◆特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について

岐阜市告示第9号  
平成8年4月1日  
[最終改正] 平成27年6月11日告示第167号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する区域を次のとおり定める。

振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準に関する告示(平成8年4月1日岐阜市告示第8号)第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示第3条に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね80メートル以内の地域

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## ◆自動車振動に係る振動の規制基準に定める区域の区分等の指定について

岐阜市告示第10号  
平成8年4月1日

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間を次のとおり定める。

自動車振動に係る振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

### 1 区域

#### (1) 第1種区域

振動の規制地域の指定及び特定工場等に係る振動の規制基準に関する告示(平成8年4月1日岐阜市告示第8号)第1条の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準に関する告示(平成8年4月1日岐阜市告示第5号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第2種区域である地域

#### (2) 第2種区域

指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

### 2 時間

昼 間	午前8時から午後7時まで
夜 間	午後7時から翌日午前8時まで

附 則

この告示は、告示の日から施行する。



◆騒音に係る環境基準地域類型の指定について

岐阜市告示第 607 号  
平成 24 年 3 月 30 日

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次の表に掲げるとおり定める。

地域の類型	該 当 地 域
A	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項に基づく規制地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第四条第一項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第一種区域である地域及び区域区分が第二種区域である地域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定に基づき第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第二種区域である地域のうち、A 類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

備考

都市計画法第八条第一項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

◆悪臭原因物の排出規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について

岐阜市告示第 11 号  
平成 8 年 4 月 1 日

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定により工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域を指定するとともに、同法第 4 条第 1 項の規定により特定悪臭物質の規制基準を定めたので、同法第 6 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

悪臭原因物の排出規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準

（悪臭原因物の規制地域）

第 1 条 悪臭防止法第 3 条の規定により、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）は、岐阜市の全域とする。

（特定悪臭物質の規制基準）

第 2 条 悪臭防止法第 4 条第 1 項の規定により、指定地域における特定悪臭物質の規制基準は、次のとおりとする。

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における特定悪臭物質を含む気体の規制基準

No.	特定悪臭物質	大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度 (単位 百万分率)
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0.002
3	硫化水素	0.02
4	硫化メチル	0.01
5	二硫化メチル	0.009
6	トリメチルアミン	0.005
7	アセトアルデヒド	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.02
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009
12	イソバレールアルデヒド	0.003
13	イソブタノール	0.9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0.4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002
21	ノルマル吉草酸	0.0009
22	イソ吉草酸	0.001

(2) 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質を含む気体の当該排出施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

He イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値（単位 百万分率）

イに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + 2.58/V}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $H_e$  補正された排出口の高さ (単位 メートル)
- $H_o$  排出口の実高さ (単位 メートル)
- $Q$  温度 15 度における排出ガスの流量 (単位 立法メートル毎秒)
- $V$  排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)
- $T$  排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

(3) 事業場から排出される特定悪臭物質を含む水の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとの排出水中の濃度の許容限度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$  及び  $C_m$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $C_{Lm}$  排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- $k$  次表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- $C_m$  (1) に規定する悪臭物質ごとの値 (単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1 立方メートル毎秒を越える場合	0.71
2	硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1 立方メートル毎秒を越える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1 立方メートル毎秒を越える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1 立方メートル毎秒を越える場合	2.9

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## ◆路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市告示第 269 号

### 路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域を指定したので、同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 22 日

岐阜市長 細 江 茂 光

#### 記

1 名	称	JR 岐阜駅～市役所周辺路上喫煙禁止区域	
2 区	域	別図に示す区域（横断歩道、歩行者用デッキ及び地下道を含む。）	※略
3 指定の効力の発生年月日		平成 20 年 10 月 1 日	
4 指 定 年 月 日		告示の日	
5 指 定 する 時 間 帯		終日	

岐阜市告示第 257 号

### 路上喫煙禁止区域の変更について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 6 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域を変更したので、同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 21 年 8 月 26 日

岐阜市長 細 江 茂 光

#### 記

1 名	称	JR 岐阜駅～市役所周辺路上喫煙禁止区域	
2 変 更 する 区 域		別図に赤色で示す区域	※略
3 指定の効力の発生年月日		平成 21 年 10 月 1 日	
4 指 定 年 月 日		告示の日	
5 指 定 する 時 間 帯		終日	

岐阜市告示第 523 号

### 路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域を指定したので、同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 1 日

岐阜市長 細 江 茂 光

#### 記

1 名	称	金華山登山道、岐阜公園及び川原町地区路上喫煙禁止区域	
2 指 定 する 区 域		別図に示す区域	※略
3 指定の効力の発生年月日		平成 23 年 9 月 1 日	
4 指 定 年 月 日		告示の日	
5 指 定 する 時 間 帯		終日	



岐阜市告示第 643 号

路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域を指定したので、同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 27 年 2 月 12 日

岐阜市長 細 江 茂 光

記

- |                 |   |                                |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 1 名             | 称 | 「みんなの森 ぎふメディアコスモス」周辺地区路上喫煙禁止区域 |
| 2 指 定 す る 区 域   |   | 別図に示す区域 ※略                     |
| 3 指定の効力の発生年月日   |   | 平成 27 年 8 月 1 日                |
| 4 指 定 年 月 日     |   | 告示の日                           |
| 5 指 定 す る 時 間 帯 |   | 終日                             |

岐阜市告示第 36 号

路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域を指定したので、同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 14 日

岐阜市長 細 江 茂 光

記

- |                 |   |                                |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 1 名             | 称 | 「みんなの森 ぎふメディアコスモス」周辺地区路上喫煙禁止区域 |
| 2 指 定 す る 区 域   |   | 別図に示す区域 ※略                     |
| 3 指定の効力の発生年月日   |   | 平成 27 年 8 月 1 日                |
| 4 指 定 年 月 日     |   | 告示の日                           |
| 5 指 定 す る 時 間 帯 |   | 終日                             |

岐阜市告示第 439 号

路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域を指定したので、同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 30 年 11 月 15 日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

- |                 |   |                     |
|-----------------|---|---------------------|
| 1 名             | 称 | 「J R岐阜駅東区域」路上喫煙禁止区域 |
| 2 指 定 す る 区 域   |   | 別図に示す区域 ※略          |
| 3 指定の効力の発生年月日   |   | 平成 31 年 3 月 1 日     |
| 4 指 定 年 月 日     |   | 平成 30 年 11 月 15 日   |
| 5 指 定 す る 時 間 帯 |   | 終日                  |

岐阜市告示第 581 号

路上喫煙禁止区域の指定について

岐阜市まちを美しくする条例（平成 11 年岐阜市条例第 15 号）第 11 条第 6 項の規定に基づき路上喫煙禁止区域の指定を解除したので、同条第 7 項において準用する同条第 3 項及び岐阜市まちを美しくする条例施行規則（平成 11 年岐阜市規則第 36 号）第 2 条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 2 日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 名 称           | 「岐阜市役所新庁舎」及び「みんなの森 ぎふメディアコスモス」敷地内<br>路上喫煙禁止区域 |
| 2 | 指定を解除する区域     | 別図に示す区域 ※略                                    |
| 3 | 指定解除の効力の発生年月日 | 令和 3 年 5 月 6 日                                |
| 4 | 指 定 解 除 年 月 日 | 告示の日  |